令和2年4月13日 法人規則第25号

改正 令和4年6月10日法人規則第6号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程(以下「履修規程」という。)第4条に規定する「出席要件及び受験資格」に関して、公欠や公欠に準じた取扱い等を行う事案や決定等について、定めるものとする。 (公欠の取扱いを行う事案)
- 第2条 履修規程第4条に定める公欠とは、学生が次のような不可抗力の事態におかれ、講義又は実習等を欠席する場合をいう。
 - ア 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症のり患による出席停止期間
 - イ 3親等以内の親族の不幸(忌引き)
 - ウ 人命救助活動等、社会通念上の義務を履行した場合
 - エ 事件、事故等において、目撃証言等その場に立ち会わざるを得ない場合
 - オ その他、不可抗力の状況下にあったと判断される場合
- 2 前項イに関しては、配偶者および1親等(父母、子)の場合5日まで、2親等(祖父母、兄弟姉妹等) の場合3日まで、3親等の場合1日までとする。また、前項に掲げるもののうちイ以外に関しては、概 ね3週間を限度とし、出席停止がさらに長期にわたり補講での対応が困難な場合は、教授会にて対応を 協議し決定する。

(公欠に準じた取扱いを行う事案)

- 第3条 第2条の公欠ではないが、学生が次のような事態におかれ、講義・実習等を欠席する場合は、公 欠に準じて学生の不利益とならないよう対応する。
 - ア 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症の疑いにより本学から自宅待機を要請された 期間
- 2 前項アに関しては概ね3週間を限度とし、自宅待機がさらに長期にわたり補講での対応が困難な場合 は、教授会にて対応を協議し決定する。

(関係書類等の提出)

- 第4条 第2条に定める公欠の取扱いおよび第3条に定める公欠に準じた取扱い(以下「公欠等」という。) を希望する学生は、関係書類等を学務部教務企画課に提出しなければならない。
- 2 感染症にり患した場合の診断書に関しては診断が確定し再登校が可能となった後できるだけ早期に、その他の書類については関係諸機関からの交付後、遅滞なく提出しなければならない。
- 3 公欠等の事案が生じた場合、第1項、第2項の規定に関わらず、可能な限り速やかに電話等による連絡を大学に入れるものとする。この場合、状況によっては当該学生本人によることを定めない。また当該連絡が無いことをもって第2条および第3条の適用外とはしない。

(公欠等の決定)

- 第5条 公欠等の決定は、該当学科の教務部会の議を経て教授会で決定するものとする。
- 2 前項に関わらず、公欠等の決定が緊急性を要すると学部長が認めたときは、あらかじめ教務部会員から一任を得た上で、学部長および該当学科長による聴き取りをもって教務部会の議とすることができるものとする。この場合は、次回の教務部会にて報告を行い、了承を得るものとする。
- 3 第1項に関わらず、公欠等の決定が緊急性を要すると学部長が認めたときは、あらかじめ教授会の構成員から一任を得た上で、学部長および該当学科長の協議をもって教授会の議とすることができるものとする。この場合は、次回の教授会にて報告を行い、承認を得るものとする。(補講等)
- 第6条 第2条に定める公欠について、教授会の承認後に当該学生は科目担当責任者と協議し、補講を受講することにより受講できなかった講義又は実習については出席したものとみなす。
- 2 第3条に定める公欠に準じた事案について、教授会の承認後に当該学生は科目担当責任者と協議し、 補講を受講することにより受講できなかった実習については出席したものとみなす。また講義に関して

学部長が必要性を認めた場合は補講を受講することにより受講できなかった講義については出席したものとみなす。

3 公欠等による定期試験等の欠席については、履修規程第13条に基づき「真にやむを得ない事情」として取り扱う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもの他必要な事項は、教授会で協議し、学長が定める。

附 則(令和2年4月13日法人規則第25号) この規則は令和2年4月13日から施行する。

附 則(令和4年6月10日法人規則第6号) この規則は令和4年6月10日から施行する。